六甲山・摩耶山の交通のあり方検討会開催要綱

令和3年9月10日

都市局長・経済観光局長 決定

(趣旨)

第1条 六甲山・摩耶山の活性化に向けた交通の将来像やその実現に向けた取組内容について、 専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、六甲山・摩耶山の交通のあり方検討 会(以下「検討会」という。)を開催する。

(委員)

- 第2条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公共交通事業者等の代表者等
 - (3) 各種団体の代表者等
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 市職員
 - (6) 前5号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
- 2 特別の事項について意見を聴取するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 前項の規定により委嘱し、又は任命する委員の人数は、20名以内とする。 (任期)
- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

- 第4条 都市局長及び経済観光局長は、委員の中から会長を指名する。
- 2 会長は、会の進行をつかさどる。
- 3 都市局長及び経済観光局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(検討会の公開)

- 第5条 検討会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、都市局長及び 経済観光局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。
- (1) 神戸市情報公開条例(平成 13 年神戸市条例第 29 号)第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2)検討会を公開することにより、公正かつ円滑な進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 検討会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成25年3月27日市長決定)を適用する。ただし、一般席の傍聴人の定員は10名とし、先着順により傍聴人を決定する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、都市局長及び経済観光局 長が定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市局及び経済観光局において処理する。

附 則(令和3年9月10日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月10日より施行する。 (要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。